

■ 電子帳簿保存法

概要

電子帳簿保存法とは、原則紙での保存が義務付けられている帳簿、領収書、請求書、決算書などの国税関係帳簿・書類を、一定の条件を満たした上で電子データでの保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電磁的な記録による保存は、①電子帳簿等保存②スキャナ保存③電子取引の3つに区分されています。

令和3年度税制改正

①要件緩和（次の5項目）

(a)電磁的記録により保存する場合の事前承認制度の廃止

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存する国税関係書類について、事務負担軽減のため、税務署長への**事前承認が廃止**されます。

(b)システム要件緩和と優良保存認定制度の新設

令和4年1月1日以後は、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録され、最低限の保存要件を満たす電子帳簿についても電磁的記録（いわゆるデータ）による保存が可能となります。

また、優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、税務署長へ届出書を提出している事業者については 過少申告加算税が**5%軽減**されるインセンティブが整備されます。

（ただし、申告漏れについて隠蔽し、又は偽装された事実がある場合は適用対象外）

※電子帳簿の保存要件及び概要は国税庁「電子帳簿保存法が改正されました」をご確認下さい。

(c)検索要件の緩和

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存から、検索要件の記録項目が「**取引日付、取引金額、取引先**」に限定されます。

(d)適正事務処理要件の廃止

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存から、内部統制を行う目的での適正事務処理要件が**廃止**されます。

(e)タイムスタンプの要件緩和

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存から、スキャナ保存時の電子データについて「**スキャナする書類への自署不要**」、「**最長約2ヶ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプ付与**」に変更されます。

②電子取引における電子データ保存の義務化

令和4年1月1日以後は、全ての事業者に対し電子取引で受け取った書類（電子取引書類）の紙での保存が「**不可（法令に従った保存とは認められない）**」となります。**※令和4年度税制改正で2年間猶予**

③罰則規定の強化

スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は偽装された事実があった場合、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が**10%加重**されます。

（令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用）

電子取引においてもスキャナ保存と同様の罰則が設けられます。

令和4年度税制改正大綱

上記、令和3年度税制改正の内容は令和4年1月1日以後の保存等より適用されますが、移行準備が整わない事業者への配慮として②については**令和5年12月31日までの2年間**は、一定の要件を満たせば引き続き電子取引を紙で保存することができるように経過措置が講じられることとなります。

一定の要件とは（税務署長への事前手続きは不要）

- ・保存要件に従って保存ができないことについてやむを得ない事情があると認められること
- ・出力書面によって適切に保存していること